

## お知らせ

# 新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養における 入院給付金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い収束と、皆さまの健康を心よりお祈り申し上げます。

SBI生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 小野尚、以下「当社」）は、9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養された場合における入院給付金のお支払対象（以下「みなし入院」）を、以下のとおり見直します。

### 1. みなし入院における入院給付金のお支払対象

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方がお支払対象となります。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 妊娠中の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬、または酸素投与が必要な方

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		9月25日以前	9月26日以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊療養・自宅療養 された場合	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

※9月26日以降の請求手続き方法の詳細は、改めて当社ホームページに掲載予定です。

### 2. 今般の見直しの背景

医療保険の入院給付金は、保険約款において、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師等の管理下において治療に専念する場合にお支払いする旨定めています。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院が困難な状況が発

生した結果、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養が行われることになりました。

そうした状況を鑑み、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに十分な対応をすべく、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養が行われた場合については、約款上の支払対象には該当しないものの「入院」と同等の取扱い（「みなし入院」）を実施してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より公表されるなどの状況変化を踏まえ、9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金のお支払対象を上記のとおり見直すことにいたしました。なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

<お問合せ窓口>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置受付専用ダイヤル

0120-272-860（平日9：00-17：00）

※お問合せ状況によりお電話がつながりにくい場合がございます。ご了承のほどお願い申し上げます。

以上